泉南市空き家バンク制度の運用に関する協定書

泉南市（以下「甲」という。）と ○○○○（以下「乙」という。）は、泉南市空き家バンク制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第２条第１号に規定する空き家の媒介を行う業務に関して、実施要綱第４条の規定に基づいて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定書は、実施要綱に定める制度の趣旨に鑑みて、甲及び乙の相互協力により、泉南市空き家バンク制度を適切かつ円滑に運営することを目的として締結する。

（総則）

第２条　甲及び乙は、信義誠実の原則に立ち、実施要綱及びこの協定に基づき、空き家に係る売買又は賃貸借を適正かつ円滑に推進するものとする。

（用語の定義）

第３条　この協定において「空き家の媒介」とは、実施要綱第２条第２号に定める所有者等の所有する空き家に対し、同条第３号に定める利用希望者へ売買又は賃貸借の媒介を行うことをいう。

２　その他この協定における用語の意義は、実施要綱第２条各号に定めるところによる。

（媒介に係る協力）

第４条　乙は、甲が行う空き家の現地調査に協力するものとする。

（乙の役割）

第５条　乙は、実施要綱及び泉南市空き家バンク制度事業者登録事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）に従い、適正に役割を果たすものとする。

（契約成立の報告）

第６条　乙は、空き家の所有者と利用希望者の売買契約又は賃貸借契約が成立したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（苦情等の処理）

第７条　この協定に基づいて行う乙の業務に関して苦情若しくは紛争が発生した場合又は本協定に基づく業務に関し不正若しくは不誠実な行為をした場合には、乙の責任において全て処理するものとする。

（協定書の解除）

第８条　甲は、乙がこの協定に違反したとき、又は取扱要領第７条第１項に規定する登録事業者の登録を取り消したときは、当然に協定を解除できるものとする。

２　前項の規定によりこの協定が解除されたことにより、乙に損害が発生した場合であっても、甲はその賠償の責めを負わない。

（協議）

第９条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　年　　月　　日

甲　　泉南市樽井一丁目１番１号

　　　　泉南市

泉南市長　 竹　中　勇　人　　印

　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　印